

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十三号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年広島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 住宅が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等（以下「地区計画等」という。）又は景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）に適合する旨の証明書の写し又はこれらに適合していることを証する書類及び第五条第三号イからホまでに掲げる区域外又は地区外に住宅を建築するか否か又は現に存するか否かについて確認できる書類</p>	<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 住宅が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等（以下「地区計画等」という。）又は景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）に適合する旨の証明書の写し又はこれらに適合していることを証する書類及び第五条第三号イからホまでに掲げる区域外又は地区外に住宅を建築するか否かについて確認できる書類</p> <p>五 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三の表二の(一)の項(3)の欄に掲げる基礎・地盤説明書</p>
<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る法第五条第一項から第七項までの規定による認定の申請（以下「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請」という。）のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（品確法第五条第一項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの、登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書の写しを添えたもの</p>	<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る法第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請（以下「長期優良住宅建築等計画の認定の申請」という。）のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅性能評価（品確法第五条第一項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの、登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書の写しを添えたもの</p>

あつては長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

二 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請のうち、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に係る図書に明示すべき事項のうち、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

第五條 (居住環境の維持及び向上への配慮)

一・二 (略)

三 住宅は、次に掲げる区域外又は地区外に建築又は現に存すること。ただし、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業の施行地区内の除却が不要な住宅、住宅地区改良法(昭和三十一年法律第八十四号)第六条第一項に規定する改良地区内の土地の利用に関する基本計画に適合する住宅、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業の施行地区内の施設建築物である住宅その他の使用が長期にわたる住宅と知事が認める場合は、この限りでない。

イ ホ (略)

(自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮)

第六條 (略)

一 住宅は、次に掲げる区域外に建築又は現に存すること。ただし、当該区域の指定が解除されることが決定している場合、短期間のうちに当該区域の指定が解除されることが確実と見込まれる場合又は長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていると知事が認める場合は、この限りでない。

イ ホ (略)

二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第三十九条第一項に規定する災害危険区域(前号イからハまでに掲げる区域のいづれかに該当する区域を除く。)内に住宅を建築する場合又は住宅が現に存する場合にあつては、災害防止上必要な建築物の建築に関する制限に適合すること。

第七條 (手数料の免除)

知事は、手数料条例第四条の規定によ

ることを要しない事項として指定されたもの

二 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請のうち、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る図書に明示すべき事項のうち、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

第五條 (居住環境の維持及び向上への配慮)

一・二 (略)

三 住宅は、次に掲げる区域外又は地区外に建築すること。ただし、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業の施行地区内の除却が不要な住宅、住宅地区改良法(昭和三十一年法律第八十四号)第六条第一項に規定する改良地区内の土地の利用に関する基本計画に適合する住宅、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業の施行地区内の施設建築物である住宅その他の使用が長期にわたる住宅と知事が認める場合は、この限りでない。

イ ホ (略)

(自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮)

第六條 (略)

一 住宅は、次に掲げる区域外に建築すること。ただし、当該区域の指定が解除されることが決定している場合、短期間のうちに当該区域の指定が解除されることが確実と見込まれる場合又は長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていると知事が認める場合は、この限りでない。

イ ホ (略)

二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第三十九条第一項に規定する災害危険区域(前号イからハまでに掲げる区域のいづれかに該当する区域を除く。)内に住宅を建築する場合にあつては、災害防止上必要な建築物の建築に関する制限に適合すること。

第七條 (手数料の免除)

知事は、手数料条例第四条の規定によ

り、省令第七条第一号から第三号までに掲げる予定時期の変更で、その期間が六月を超えるものの法第六条第一項の認定を受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更認定の申請を法第八条第一項の規定により行う場合であつて、他に変更のないものにおける手数料条例別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）の項に規定する長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料を免除する。

り、省令第七条第一号から第三号までに掲げる予定時期の変更で、その期間が六月を超えるものの法第六条第一項の認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請を法第八条第一項の規定により行う場合であつて、他に変更のないものにおける手数料条例別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）の項に規定する長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料を免除する。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。